

社会福祉法人博愛会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人博愛会の理事(理事長及び業務執行理事を含む。)、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会委員(以下「役員等」という。)の報酬等の支給について定めるものである。

(理事長等の報酬)

第2条 理事長及び業務執行理事(職員を兼務する場合に限る。)の報酬については、別表2に定める報酬を支給する。

(理事の報酬等)

第3条 理事については、理事会に出席したとき、その他法人業務に携わったときは、別表1－①に定める報酬及び旅費を支給する。

(監事の報酬等)

第4条 監事については、理事会、評議員会及び法人監査に出席したとき、その他法人業務に携わったときは、別表1－②に定める報酬及び旅費を支給する。

(評議員の報酬等)

第5条 評議員が評議員会に出席したとき、その他法人業務に携わったときは、別表1－①に定める報酬及び旅費を支給する。

(評議員選任・解任委員会委員の報酬等)

第6条 評議員選任・解任委員会委員が当該委員会に出席したとき、その他法人業務に携わったときは、別表1－③に定める報酬及び旅費を支給する。

(出張旅費)

第7条 役員等が法人運営に必要な研修に参加する場合は、日当及び参加費、宿泊費、旅費等必要経費を支給する。

旅費の計算は、社会福祉法人博愛会旅費規程の例による。

(報酬等の調整)

第8条 同一日に開催される理事会及び評議員会に出席した役員等に支給する第3条から第5条に定める報酬等については、別表1に定める額のうち、1回のみの額を支給する。

第9条 (適用除外)

社会福祉法人博愛会の役職員を兼務する役員等は、第3条及び第6条に定める報酬等は支給しない。

第10条（改正）

本規程の改正は、評議員会及び理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年8月10日から施行する。

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

なお、第6条については、平成29年2月1日から施行する。

この規程は、平成29年7月5日から施行する。

この規程は、令和3年6月18日から施行し、同年3月16日から適用する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 理事会・評議員会・監査に関する報酬(月額)

名 称		報 酬
①	理事出席報酬	11,000円
	評議員出席報酬	11,000円
②	監事監査指導報酬	11,000円
③	評議員選任・解任委員 出席報酬	7,000円

別表2 理事長等の報酬(年額)

名 称	報 酬
理事長報酬	4,800千円
業務執行理事報酬	960千円